

(様式1)



報道資料

令和6年1月23日

1 件名	「山口市令和6年能登半島地震被災者支援制度等一覧」の作成について
2 日時	令和6年1月22日(月)
3 内容	<p>令和6年能登半島地震により被災した方々に心よりお見舞い申し上げます。</p> <p>このたびの令和6年能登半島地震で被災され、本市へ避難される方や避難を検討しておられる方への各種支援の相談受付や情報提供のため、「山口市令和6年能登半島地震被災者支援制度等一覧」を作成しました。</p> <p>こちらの一覧は、市ウェブサイトにおいて公開し、今後、新しい情報等があれば随時更新します。</p>
4 問い合わせ	山口市総務部防災危機管理課 TEL 083-934-2723 (直通)

山口市

令和6年能登半島地震 被災者支援制度等一覽

令和6年1月22日現在

目次

1	総合相談窓口について	
	【1】被災者支援についての総合相談窓口	2 ページ
2	住まい・生活について	
	【1】市営住宅の入居について	2 ページ
	【2】生活福祉資金貸付について	2 ページ
	【3】水道料金・下水道使用料の免除について	3 ページ
	【4】転入手続きについて	4 ページ
	【5】国民健康保険について	4 ページ
	【6】国民年金保険料の免除について	5 ページ
3	福祉・保健サービスについて	
	【1】養護老人ホームへの入所について	5 ページ
	【2】介護サービスの利用等について	5 ページ
	【3】障害福祉サービス等の利用等について	6 ページ
	【4】健康・保健サービスの利用等について	6 ページ
4	母子及び子育て支援について	
	【1】母子保健について	7 ページ
	【2】子育て支援について	7 ページ
	【3】保育園・幼稚園について	8 ページ
5	学校教育について	
	【1】小中学校の転入学について	8 ページ
	【2】就学援助について	8 ページ
	【3】教科書の支給について	8 ページ

1 総合相談窓口について

【1】被災者支援についての総合相談窓口

支援内容	問い合わせ窓口
被災された方からの相談をお受けします。必要に応じて各種支援等に関する窓口を紹介するなど、本市で生活するための支援を行います。	総務部 防災危機管理課 TEL：083-934-2723

2 住まい・生活について

【1】市営住宅の入居について

支援内容	問い合わせ窓口
被災により住宅が損傷し、住まいにお困りの方(罹災証明発行対象者世帯)に、一時避難住宅を提供します。 [入居期間] 6カ月以内(満了後更新1回可能) [家賃・敷金]免除・連帯保証人不要 [家事什器類]エアコン・コンロ・照明器具・カーテン・布団 [提供住宅]市営住宅等 ※住宅の提供戸数等は随時変更がございますので、詳細につきましては、お問い合わせください。	都市整備部 建築課 TEL：083-934-2843

【2】生活福祉資金貸付について

支援内容	問い合わせ窓口
・当座の生活費を必要とする世帯(低所得世帯に限らない) ・貸付限度額10万円以内 ※特に必要と認められる場合は20万円以内	山口市社会福祉協議会 本所北部支所生活相談課 TEL：083-924-1395 FAX：083-924-1398 南部支所生活相談担当 TEL：083-941-5505 FAX：083-973-0611

【3】水道料金・下水道使用料の免除について

支援内容	問い合わせ窓口
<p>○被災者受入れに関する免除</p> <p><対象となる方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅（県営・市営等）及び個人住宅（民間賃貸住宅等）に入居する被災者（本市の市民と同居する場合は除く） <p><免除料金等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記被災者が入居により使用した水道料金全額 ・上記被災者が入居により使用した下水道使用料全額（集落排水、地域下水道使用料含む） ・上記被災者が入居により使用した簡易水道料金全額 ・上記被災者が開栓にあたり支払う簡易水道給水申込手数料全額 <p><免除期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居から6か月経過後に迎える最初の検針日まで（水道、公共下水、川西地区農集、地域下水、簡易水道） ・集落排水については、原則入居から6ヶ月 <p>○被災者の受け入れ準備に関する免除</p> <p><対象となる方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者受入れを準備する住宅等の所有者・管理者 <p><免除料金等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者受け入れ準備のために使用した水道料金全額 ・被災者受け入れ準備のために使用した下水道等使用料全額（集落排水、地域下水道使用料含む） ・被災者受け入れ準備のために使用した簡易水道料金全額 <p><免除期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地等の概況を考慮しつつ判断する。 	<p>上下水道局 業務課 TEL：083-933-6667 阿東簡易水道事務所 TEL：083-956-0981</p>

【4】 転入手続について

支援内容	問い合わせ窓口
<p><転入届> 他の市区町村から山口市へ引越しをした時は、14日以内に山口市の窓口で転入の手続きをおこなってください。 実際に住み始めていないと手続きはできません。ご注意ください。</p> <p><届出人> 本人以外の方が届出人になる場合は、委任状及び届出人の身分証明書が必要です。 ※本人との関係により、委任状が不要な場合もあります。詳しくは市民課までお問い合わせください。</p> <p><転入時> ○ 手続きには、次のものがが必要です。 ・ 前住所地の転出証明書 ・ 届出人の免許証・保険証等の本人確認できるもの ・ マイナンバーカード、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ） ○ 上記書類が揃わない場合 ・ 転出証明書を取得しないで転入された方は、市民課までお問い合わせください。 ※輪島市、珠洲市、穴水町、能登町が前住所地の場合は転出証明書が無くても受付可能な場合がございます。（令和6年1月22日時点）</p> <p><転入に伴う手続> ※印鑑登録・マイナンバーカード（個人番号カード）の申請のご希望がある方は、事前に市民課までお問い合わせください。</p>	<p>地域生活部 市民課 TEL：083-934-2771</p>

【5】 国民健康保険について

支援内容	問い合わせ窓口
<p>○山口市への転入による加入手続き 前住所地で国保に加入されていた方やこれまで加入していた健康保険等を脱退された方は、転入届出後、右記手続き窓口にて国民健康保険の加入手続きが必要です。 申請に必要なもの等は保険年金課へお問い合わせください。</p> <p>○一部負担金、保険料の徴収猶予・減免 被災により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受け、医療受診時に支払う一部負担金や保険料を納めることにお困りの場合には、支払いの猶予または減免を受けられる場合があります。 ・ 詳しい内容や該当要件、申請の方法等は保険年金課へお問い合わせください。</p>	<p>【問い合わせ窓口】 健康福祉部 保険年金課国保担当 TEL：083-934-2802</p> <p>【手続き窓口】 保険年金課、各総合支所総合サービス課、行政窓口を有する地域交流センター及び分館、大海総合センター</p>

【6】国民年金保険料の免除について

支援内容	問い合わせ窓口
<p>・被災に伴い、住宅、家財、その他財産について、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料の納付が免除されます。</p> <p>・免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、市役所窓口または年金事務所でお尋ねください。</p> <p>・免除期間については、国が定めた期間となります。</p>	健康福祉部 保険年金課年金担当 TEL：083-934-2801 山口年金事務所 TEL：083-922-5660

3 福祉・保健サービスについて

【1】養護老人ホームへの入所について

支援内容	問い合わせ窓口
<p>養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により、在宅生活が困難な高齢者に対し、入所者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する施設です。</p> <p>被災地で被災した方が山口市に避難され、養護老人ホームに入所を希望される場合については、高齢福祉課にお問い合わせください。</p> <p>※入所の際には、施設への受け入れの確認と了解が必要となります。</p>	健康福祉部 高齢福祉課 TEL：083-934-2793

【2】介護サービスの利用等について

支援内容	問い合わせ窓口
<p>被災された方が、避難先で介護サービスを利用される場合は、県や保険者（市町等）、サービス提供事業所等との調整が必要となりますので、まずは、介護保険課にご相談ください。</p> <p>また、介護保険料、介護保険サービス利用料の減免についても、介護保険課にご相談ください。</p>	健康福祉部 介護保険課 TEL：083-934-2795

【3】障害福祉サービス等の利用等について

支援内容	問い合わせ窓口
<p>被災された方に対する障害福祉サービスについては、サービス受給者証を提示することができない場合でも、障害福祉サービスを受けることが可能となっています。</p> <p>施設入所や、避難先での障害福祉サービス（生活介護、居宅介護、短期入所など）の利用を希望される方は、まずは、障がい福祉課にご相談ください。</p> <p>障害福祉サービスをはじめ、障害者手帳・補装具・自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）・日常生活用具など、障がい福祉に関することについては、障がい福祉課にご相談ください。</p>	<p>健康福祉部 障がい福祉課 TEL：083-934-2794</p>

【4】健康・保健サービスの利用等について

支援内容	問い合わせ窓口
<p>○健康相談 健康面などご心配があればご相談ください。</p> <p>○予防接種法に基づく定期の予防接種 住所地からの依頼書が無い場合でも、申し出により予防接種が受けられます。</p> <p>○医療機関の紹介 市内の医療機関の名称、所在地(地図)、診療科目、診療時間などを検索することができるサービス「やまぐちのお医者さんnavi」を検索いただき、診療科目等については直接医療機関へお問合せください。</p>	<p>健康福祉部 健康増進課 山口市保健センター TEL：083-921-2666 小郡保健福祉センター TEL：083-973-8147 阿知須総合支所 健康づくり母子保健 阿知須担当 TEL：0836-65-4211 秋穂保健センター TEL：083-984-8031 徳地保健センター TEL：0835-52-1114 阿東保健センター TEL：083-956-0993</p>

4 母子及び子育て支援について

【1】母子保健について

支援内容	問い合わせ窓口
<p>災害救助法の適用を受けた地域等の妊婦さん・お子さんが緊急避難された場合には、住民票の異動の有無にかかわらず、本人の申し出により、下記事項について、健康診査等受診票の発行や健診料等の公費負担を行います。また、ご要望により、保健師等の家庭訪問も行います。</p> <p>○母子健康手帳の発行 避難元の自治体から交付された母子健康手帳を持参されていない方などから申し出があった場合、山口市の母子健康手帳を交付します。</p> <p>○妊婦健康診査（公費負担回数：14回） 避難元の自治体から交付された妊婦健康診査受診票を持参されていない方などから申し出があった場合、山口市の受診票を交付します。</p> <p>○乳幼児健康診査（1か月・3か月・7か月・1歳6か月・3歳児健康診査） 指定医療機関で実施している健康診査について、保護者等から申し出があった場合、山口市の受診票を交付します。</p> <p>○妊産婦・乳幼児の家庭訪問・電話相談 ご要望により、妊婦さんやお子さんの家庭訪問や電話相談を、保健師・助産師・栄養士等が行います。</p>	<p>こども未来部 子育て保健課 TEL：083-921-7085</p> <p>小郡保健福祉センター TEL：083-973-8147</p> <p>秋穂保健センター TEL：083-984-8031</p> <p>阿知須総合支所 健康づくり母子保健 阿知須担当 TEL：0836-65-4211</p> <p>徳地保健センター TEL：0835-52-1114</p> <p>阿東保健センター TEL：083-956-0993</p>

【2】子育て支援について

支援内容	問い合わせ窓口
<p>○放課後児童クラブへの入級 留守家庭で小学校に入学しているお子さんは、放課後児童クラブに入級できます。</p> <p>○児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給 受給のためには所得判定等の要件がありますので、こども未来課へ御相談ください。</p>	<p>こども未来部 こども未来課 TEL：083-934-2756 083-934-2797</p>
<p>○子育て短期支援事業（ショートステイ） 災害救助法の適用を受けた地域等のお子さんが緊急避難された場合には、住民票の異動の有無にかかわらず、家庭での養育が困難となった児童（18歳未満）を、一時的に児童養護施設等において養護・保育を行います。 利用期間 原則7日以内（利用日数については、ご相談に応じます）</p>	<p>こども未来部 子育て保健課 TEL：083-934-2960</p>

【3】保育園・幼稚園について

支援内容	問い合わせ窓口
被災保護者等からの保育所等への入所や一時預かり等の相談を受け付けます。	こども未来部 保育幼稚園課 TEL：083-934-2798

5 学校教育について

【1】小中学校の転入学について

支援内容	問い合わせ窓口
本市に一時避難された児童生徒について、市立小・中学校への転入学や一時的な就学について柔軟に対応します。詳細についてはご相談ください。	教育委員会 学校教育課 TEL：083-934-2862

【2】就学援助について

支援内容	問い合わせ窓口
保護者の負担軽減を図るため、給食費や学用品費など、学校生活に必要な費用の援助を行っています。対象者の要件や申請方法など、制度の詳細はご相談ください。	教育委員会 学校教育課 TEL：083-934-2862

【3】教科書の支給について

支援内容	問い合わせ窓口
市内の小・中学校へ就学される児童生徒で教科書を被災により喪失又は損傷した場合は、必要な教科書を無償で支給します。	教育委員会 学校教育課 TEL：083-934-2862